

災害に強いまちづくり

不燃化特区の助成制度・整備・相談窓口

東京都木密地域不燃化10年プロジェクトの「不燃化特区」の指定を受けた地域(下地図参照)では、建築物を建て替える際や除却する際に助成金等の支援制度があります。

対象地域 地図内①④



対象・条件・助成内容・相談等詳細は、必ず事前にお問い合わせください。問い合わせは、特に指定があるもののほかは、防災街づくり推進課防災街づくり係☎内線2821へ。

燃えにくい建物に

●危険老朽建築物除却時の助成

昭和56年5月31日以前に建築された建築物で、荒川区危険老朽建築物除却検討委員会で危険と判定された建築物の除却費を全額(上限あり)助成します。

●老朽木造建築物の建て替え助成

主要構造部が木造で、建築後15年以上経過している建築物の除却費全額(上限あり)と、設計費・工事監理費の一部を助成します。

●優先整備路線沿道での建て替え助成の拡充

優先整備路線沿道で、道路拡幅に併せて建て替える場合、除却費・設計費・工事監理費・工事費の一部を助成します。

対象地域 地図内①④

●共同建て替え助成

複数の地権者が、1つの敷地で共同住宅へ建て替える場合、除却費・設計費・工事監理費・工事費の一部を助成します。



除却前 除却後

●住み替え助成

自己所有の危険老朽建築物を除却し、民間賃貸住宅(条件有)に転居する方に、礼金・仲介手数料、3か月分の家賃を助成します。

●建築時の助成制度(都市防災不燃化促進事業)

補助90号線沿道30mの範囲に耐火建築物を建築する場合、建築主に建築費の一部を助成します。

対象地域 地図内①②

対象期間 ▶①…平成30年度まで

▶②…平成36年度まで

●対象条件

- 耐火建築物
- 2階建て以上、高さ7m以上
- 敷地面積30㎡以上、延べ床面積45㎡以上等

●固定資産税・都市計画税の減免

▶不燃化のための建て替え
取り壊した家屋1戸につき、新築した住宅1戸にかかる税額を全額減免します。期間は新たに課税される年度から5年度分です。

▶老朽住宅を取り壊し

最長5年度分、取り壊し後の更地にかかる税額を住宅の敷地並みに軽減します(今年は7月2日までに申請してください)。

※減免・軽減を受けるためには条件があります

問合せ 荒川都税事務所 ☎(3802)8116



▲補助90号線沿道

●燃え広がりを防ぐ

●公園等広場の整備

防災性の向上と居住環境の改善を目的として、公園・広場等の整備を行っています。



▲花の木防災スポット

●狭い道を広く

●道路の拡幅整備

建物等の補償を行いながら用地を買い取り、優先整備路線の拡幅整備を行っています。

対象地域 地図内①④



整備前

整備後

●特定整備路線補助90号線(荒川)の整備

東京都は、不燃化促進に伴う延焼遮断帯の確保のため、明治通り～尾竹橋通りまでの間1230mの補助90号線を、25mに拡幅整備しています。

これに伴い、現在、用地取得に取り組んでおり、移転先の情報提供等の生活再建や、土地譲渡に係る税法上の特例措置等に関する相談窓口を開設しています。

時間 午前10時～午後6時

※日・祝等を除く

場所 補助90号線相談所(荒川7-36-3セブン・ナルケマンション101)

問合せ 株式会社U R リンテージ

☎0120(658)880

その他の問合せ

▶用地取得・補償に関すること

公益財団法人東京都道路整備保全公社木密用地第一課 ☎(5381)3006

▶道路の整備に関すること

東京都建設局第六建設事務所工事課

☎(3882)1182

無料相談窓口 ※事前に予約してください

●住まいの相談会

建て替えや除却等、住まいに関するさまざまな悩みを専門相談員に相談することができます。

■ムーブ町屋4階会議室B

▶7月13日(金)午後7時～9時30分

▶7月14日(土)午前9時30分～正午

■尾久ふれあい館4階レクホール

▶9月7日(金)午後7時～9時30分

▶9月8日(土)午前9時30分～正午

●専門家の派遣

建て替えや除却を検討している方に対し、土地家屋調査士、建築士、司法書士等の専門家を無料で派遣します(年間5回)。

相談時間 2時間(1回)

●建築相談ステーション

建て替えや除却工事に利用できる各種助成制度等の相談に応じています。

開設時間 (水)・(木)午後5時～8時

※祝等を除く

場所 防災センター1階

区内全域の支援制度

●建物の耐震化支援

昭和56年5月31日以前に建築された住宅等の耐震診断、耐震補強設計・工事、耐震建替工事、耐震シェルター(防災ベッド)設置工事の費用の一部を助成します。

問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線2827

●ブロック塀等撤去助成事業

道路に面する危険なブロック塀等(高さ1.2m超)の撤去工事費用の一部を助成します。

問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線2826

●細街路拡幅整備事業

細街路の拡幅整備に協力いただいた場合、後退用地やすみり用地にある障害物を除却し、整地した費用の一部を助成します。

問合せ 建築指導課細街路整備係 ☎内線2844

●生け垣の造成費用を助成

道路に面した場所に設置する生け垣の工事費の一部を助成します。

問合せ 道路公園課緑化推進係 ☎内線2752

●災害時地域貢献建築物への認定・助成

災害時に近隣住民の一時避難先となる建物を「災害時地域貢献建築物」として認定しています。この認定を受けると、防災資機材の購入経費の助成を受けることができます。

▶認定建築物の要件

●新耐震基準(昭和56年6月1日施行)を満たしていること

●5階建て以上かつ延べ床面積1000㎡以上

▶防災資機材購入費の助成

購入経費の2分の1(上限50万円)

問合せ ▶認定…都市計画課都市計画担当 ☎内線2813

▶助成…防災課防災事業係 ☎内線418

●住宅資金の融資あっせん制度

区内の老朽住宅を除却して、耐火建築物等の住宅へ建て替え等を行う方を対象に、住宅の取得に必要な資金の融資をあっせん(区の指定する金融機関)し、利率の一部(最大年利1.5%)を補給します(老朽住宅を除却する前に相談が必要)。

問合せ 防災街づくり推進課管理・建築相談係 ☎内線2825

空家対策

●荒川区空き家流通促進事業(空き家バンク)

区内で市場に流通していない空き家を所有し、有効活用(貸したい、売りたい)を考えている方は、ご相談ください。調査後、空き家バンクに登録された場合、区ホームページに掲載します。

問合せ 施設管理課管理・住宅係 ☎内線2823

●老朽空家住宅除却助成事業

昭和56年5月31日以前に建築された1年以上空き家の住宅で、区の現場調査等により倒壊等の恐れがあると診断されたものに、除却工事費用の一部を助成します。

問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線2826

無料相談窓口 ※事前に予約してください

●空き家相談会

区内に所有している空き家または近隣の空き家に関するさまざまな悩みを、専門相談員に相談することができます。

申込み・問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線2826

期 日	▶7月12日(木)
	▶9月10日(月) ▶11月13日(火)
時 間	午後2時～4時
場 所	区役所北庁舎101会議室・301会議室

大雨に備えましょう

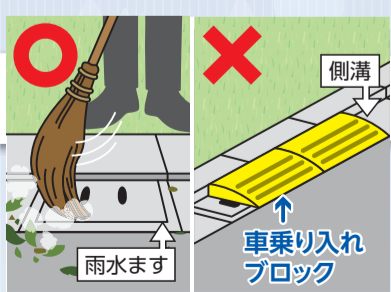
近年、地球温暖化等の影響から、雨水の急増に排水処理機能が追いつかないことで起こる「都市型水害」が多発する傾向にあります。被害を最小限にするために、日頃から備えが必要です。

雷・ひょう・突風(竜巻)にご注意を

これからの時期は、大気の状態が不安定になりやすく、雷を伴った激しい雨や突風が起こることがあります。空が急に暗くなる、遠くで雷が鳴る等の兆候が見られたら、ラジオやテレビ等の情報に注意してください。

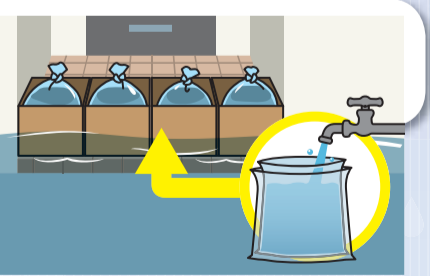
側溝・雨水ますをふさがない

道路の側溝や雨水ますは、日頃から清掃を心がけて、ブロックや植物のプランター等を置かないようにしましょう。



簡易水のうには身近なものを活用しましょう

水のうは、ごみ袋を2枚重ねにし、中に水を入れて作ります。板や段ボールと組み合わせれば、浸水防止により効果的です。



土のうを配布します

希望する方に土のうを配布します。特に大雨が降り続くときは、配布が間に合なくなりますので、早めにご連絡ください。なお、配布した土のうの回収は行っていません。

東京都下水道局ホームページで降雨情報が閲覧できます [HP http://www.gesui.metro.tokyo.jp/](http://www.gesui.metro.tokyo.jp/)

【問合せ】 東京都下水道局北部下水道事務所荒川出張所 ☎(5615)2891

【問合せ】 道路公園課工務係 ☎内線2731

6月4日～10日は めざそう8020 「歯と口の健康週間」

20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足できるといわれています。「8020」は「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。むし歯や歯周病等の疾患を予防するため、下記のことを心がけ、生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わいましょう。

- 規則正しい生活習慣と食習慣
- 丁寧な歯みがき(口腔ケア)
- かかりつけ歯科医での定期検診

成人歯科健康診査

会場 「歯科健康診査会場」のステッカーを掲示してある区内の歯科医療機関
 ※40・50・60・70歳の方はがん予防・健康づくりセンターで、がん検診とセットで受診可
 対象 区内在住で、平成31年3月31日までに40・45・50・55・60・65・70歳になる方
 ※現在歯科を受診中の方は除く
 持ち物 歯科健康診査受診券(誕生月の前々月に送付)、健康保険証
 費用 無料 ※健診結果により歯科治療が必要になった場合は、保険診療の扱いとなり有料になります

妊婦歯科健康診査

会場 「歯科健康診査会場」のステッカーを掲示してある区内の歯科医療機関
 持ち物 妊婦歯科健康診査受診券(母子手帳交付時に同封)、健康保険証、母子手帳
 ※平成29年度中に妊娠届を出した方で受診希望の方は、お問い合わせください
 費用 無料 ※健診結果により歯科治療が必要になった場合は、保険診療の扱いとなり有料になります

お口の歯つらつ元気塾

◆講演会「誤嚥や窒息を防ぐお口の健康」
 期 日 6月25日(月)
 講 師 日本大学神戸歯学部教授・野本たかと氏
 ◆落語と口腔機能向上教室～笑いで長寿パート3
 期 日 6月28日(木)
 出 演 社会人落語家・MISAKO氏 ほか

※全2回。手話通訳あり
 時 間 午後2時30分～4時30分
 会 場 サンパール荒川4階第2・3集会室
 対 象 65歳以上の区内在住・在勤の方
 定 員 100人(申込順)
 費 用 無料
 申込み 6月1日(金)から、高齢者福祉課介護予防事業係へ☎内線2666

【問合せ】 健康推進課栄養担当・歯科担当 ☎内線423